

～子育て支援制度に関する
重要なお知らせです！～

平成 30 年度制度改正により、当該年度から過去 2 年度分の町税、国民健康保険税、保育料、学童クラブ育成料に滞納及び未納があり、前年度の 3 月 31 日まで（随時期課税該当者、学童クラブ育成料（延長分）該当者は最後の納期限まで）に滞納及び未納を解消していない場合、次世代育成クーポン・出産助成金・青少年育成支援金・青少年医療費助成費が支給停止となります！

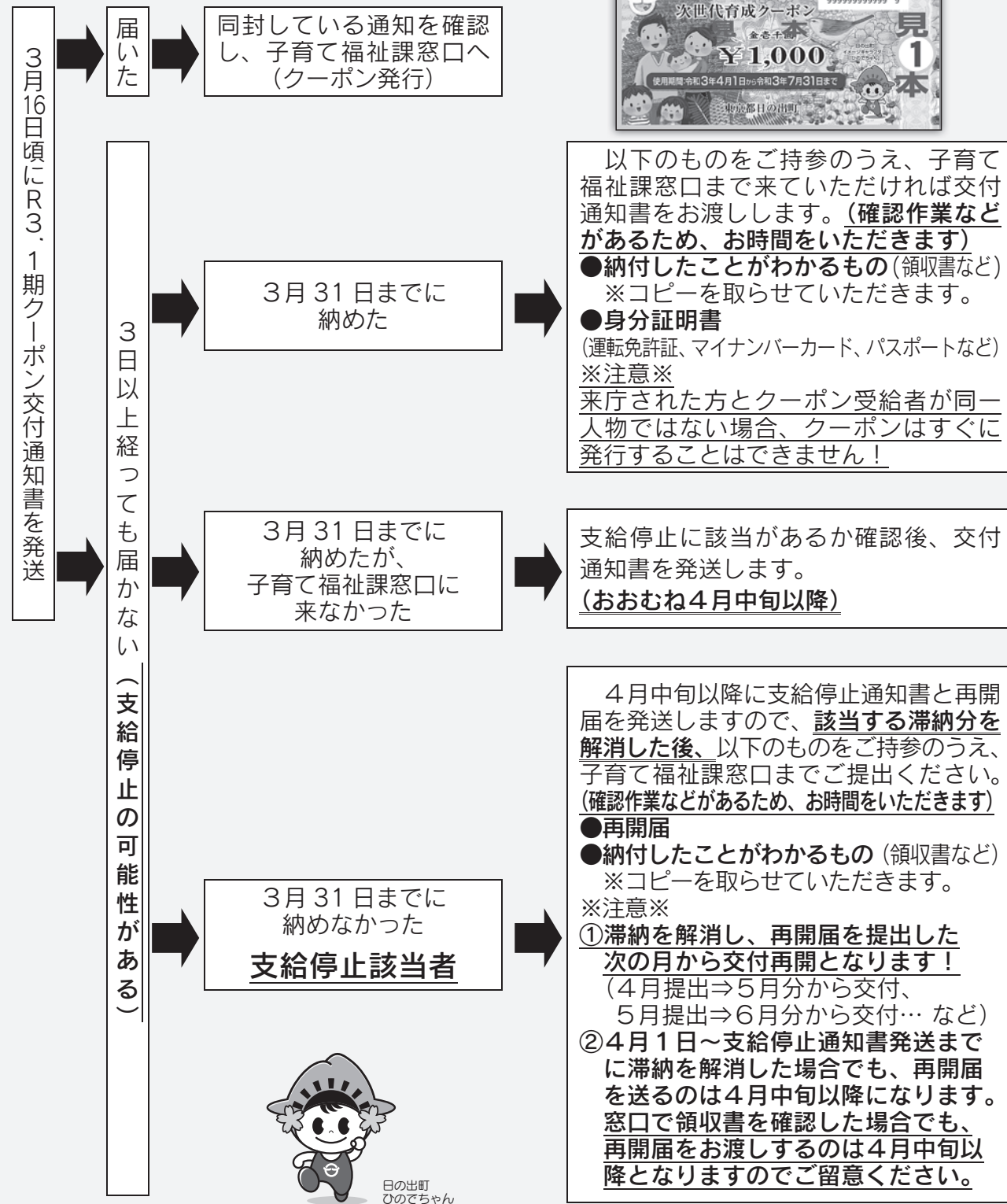
令和3年度分については、令和元年度、令和2年度分が対象となり、令和3年3月31日までが納期限となっていますので、該当がある方は下記手続き方法を必ず確認してください！

※クーポン交付通知書発送後に滞納が発覚した場合、クーポンを返還していただくことがありますのでご注意ください。

● 次世代育成クーポン（令和 3 年度第 1 期交付手順）

▼ 内容 ▼

こども（中学校修了時まで／出生児から 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間に
ある方）1 人につき月額 1 万円のクーポンを交付。



● 青少年育成支援金（令和3年度第1期申請手順）

▼ 内容 ▼

青少年（高校生年代／15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）にかかる学費や通学費用、就業者の通勤費、部活動や習い事等に使用した経費の一部（青少年育成支援金の対象となるもの）について、申請に基づき青少年を養育している保護者または青少年本人に対して青少年1人あたり月額1万円を上限に現金を支給

3月31日まで（随時期課税該当者、学童クラブ育成料（延長分）該当者は最後の納期限まで）に滞納及び未納を解消しなかった方は支給停止となります！

4月中旬以降に支給停止通知書と再開届を発送しますので、該当する滞納分を解消した後、以下のものをご持参のうえ、子育て福祉課窓口までご提出ください。

(確認作業などがあるため、お時間をいただきます)

★再開届

★納付したことがわかるもの（領収書など）

※コピーを取らせていただきます。



※注意※

- ① 滞納を解消し、再開届を提出した次の月から育成支援金支給再開となります！
 (4月提出⇒5月分から再開⇒8月申請時 上限 30,000 円、
 5月提出⇒6月分から再開⇒8月申請時 上限 20,000 円・・・など)
- ② 4月1日～支給停止通知書発送までに滞納を解消した場合でも、再開届を送るのは4月中旬以降になります。
- 窓口で領収書を確認した場合でも、再開届をお渡しするのは4月中旬以降となりますのでご注意ください。

● 出産助成金

▼ 内容 ▼

1 回の出産につき 3 万円を交付

ご出産されたすべての方に申請書を記入していただきます。ただし、審査の結果滞納がある場合、

- ① 日の出町から『日の出町出産助成金支給申請却下通知書』が郵送されます。
- ② 滞納を解消し、出産日から3カ月以内に再度申請していただき、改めて審査の結果、支給が決定されれば、指定口座に決定金額が振り込まれます。（再度の申請の際には、必ず納付したことがわかるもの（領収書など）をご持参ください。）

● 青少年の医療費助成制度

▼ 内容 ▼

15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（高校生年代）の青少年にかかる通院・入院医療費の自己負担分（食事療養費は除きます）を助成。

申請につきましては随時受け付けますが、審査の段階で、滞納があった場合、支給停止となりますのでご注意ください。



- | | | |
|---|-------------------------------------|------------------|
| 問 | 手続き・保険料に関すること：子育て福祉課子育て支援係 | ☎ 042 (588) 4113 |
| | 学童クラブ育成料に関すること：子育て福祉課子育て支援係(志茂町児童館) | ☎ 042 (597) 2547 |
| | 税に関すること：税務課 納税係 | ☎ 042 (588) 4107 |

※その他の福祉施策（高齢者医療費助成事業、元気で健康に長生き医療費助成事業、がん医療費助成事業、町営住宅入居の申請など）につきましても同様の制度があります。詳細は各担当課にご確認ください。